

## 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年条例第11号）の一部を改正する条例

### 条例の制定についての要旨

#### 1. 改正の理由

今回の条例改正につきましては、都市計画法第34条第12号の区域指定の基準に関する規定等を見直すため、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正するものです。

#### 2. 主な改正内容（条文の修正）

（1）条例第5条第1項第1号中の「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想」を「法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針」に改める。

（2）条例第7条中の「第1種特定工作物の周辺」を「第一種特定工作物の周辺」に、「第1種特定工作物の新設として」を「第一種特定工作物の新設として」に改める。

（3）条例第7条ただし書き中の「又は用途の変更」を「若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設」に改める。

（4）条例第7条第1号中の「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、同条第2号中の「前条第1項第2号」を「前条第2号」に、「第1種特定工作物」を「第一種特定工作物」に改める。

#### 3. 施行期日

この改正は公布の日から施行するものです。

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(法第34条第12号の区域の指定等)</p> <p>第5条 法第34条第12号の区域は、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する。</p> <p>(1) <u>法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針</u>に基づいて策定した土地利用に関する計画に即して予定建築物の用途を限り指定した土地の区域（以下「基本構想に基づく区域」という。）であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第7条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は<u>第一種特定工作物の周辺</u>における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は<u>第一種特定工作物の新設</u>として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は<u>第一種特定工作物の新設</u>は、この限りでない。</p> <p>(1) 前条_____第1号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築又は用途の変更</p> <p>(2) 前条_____第2号から第7号までに掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は<u>第一種特定工作物の新設</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(法第34条第12号の区域の指定等)</p> <p>第5条 法第34条第12号の区域は、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する。</p> <p>(1) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想</u>に基づいて策定した土地利用に関する計画に即して予定建築物の用途を限り指定した土地の区域（以下「基本構想に基づく区域」という。）であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第7条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は<u>第1種特定工作物の周辺</u>における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は<u>第1種特定工作物の新設</u>として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域における建築物の新築、改築又は用途の変更_____は、この限りでない。</p> <p>(1) 前条<u>第1項</u>第1号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築又は用途の変更</p> <p>(2) 前条<u>第1項</u>第2号から第7号までに掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は<u>第1種特定工作物の新設</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>